



広報

雄大な自然と科学の調和…
限りなく飛躍する
未来を秘めた村

ひがしとおり



【関連記事 2 ページ】

大人になったサケとの再会を願い放流！

～ 東通小学校2年生サケ稚魚放流 ～

人口と世帯数

平成24年4月末現在 / 人口 7,204 男 3,675 女 3,529 世帯数 2,761

発行 東通村 / 〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34 ☎0175-27-2111(代)
ホームページアドレス <http://www.vill.higashidoori.lg.jp/>

平成24年
5.31
第554号

2012

多数のご要望に応え春にも開催！ ～ひがしどおり新緑そば街道まつり～



どの会場も多数のお客さんで大賑わい！

5月12日(土)・13日(日)の2日間、村内4地区(上田屋地区、鹿橋地区、大和地区、目名地区)において、ひがしどおり新緑そば街道まつりが行なわれました。

例年、秋に開催されている「ひがしどおり新そば街道まつり」は、収穫したばかりのそば粉を使用した新そばを味わおうと大勢のお客さんで賑わいますが、来場者からの「1年も待てない!」「春にも開催して欲しい!」との多数の要望に応え、「ひがしどおり新緑そば街道まつり」が開催されることとなりました。

各会場では、つなぎを一切使わずにそば粉100%で打った十割そばと、鶏ガラ・昆布だしベースのあっさりしたつゆが絶妙な『東通そば』をはじめ、ざるそばや漬物、春の山菜なども人気で、どの会場も賑わっていました。

常連のお客さんは半年ぶりの東通そばに舌鼓を打ち大満足。「秋の新そばも楽しみにしています」と早くも秋の味覚に思いを馳せていました。

大きくなって帰ってきてね! ～東通小学校2年生によるサケ稚魚放流～



元気に育つよう想いを込めて放流しました

5月10日(木)、老部川内水面漁業協同組合の協力により、老部川において、東通小学校2年生によるサケの稚魚放流(約20万尾)が実施されました。

このサケ稚魚放流は、放流を通じて子ども達にサケの生態について関心を持たせるとともに、やさしい心で動物や植物に接し、自然を愛する心を育むことを目的に、小学校2年生を対象に毎年実施されているものです。

放流の前には、むつ水産事務所 所の山田主幹より、サケの成長や放流の仕方について説明があり、「サケの稚魚は、皆さんが小学校を卒業する時と同じくらいの時期に帰ってきます」との説明を聞いて、サケの稚魚に対してますます親近感を感じていた様子でした。

放流の際には、サケの稚魚が傷つかないように優しく放流し、「大きくなって帰ってきてね!」「ほかの魚に食べられないでね!」と稚魚に向かって元気に声をかけながら見送りました。

放射線の基礎知識を学ぶ ～放射線に関する講演会（青森県主催）～

5月12日（土）、東通中学校体育館において、青森県の主催による「放射線に関する講演会」が開催されました。

昨年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故では、非常に広い範囲に影響があり、現在も、農林水産物などの出荷停止や、大勢の方々が避難を余儀なくされており、県内においても、放射線や放射線の人体への影響などについて関心が高まっています。

そこで、青森県では、広く一般の方々にも放射線の基礎や人体への影響などに関する知識を学んでいただくため、県内の各地域で講演会を開催することとしており、今回、東通村において開催されることとなりました。

講師には、放射線の専門家である弘前大学被ばく医療総合研究所の山田正俊教授をお招きして、「放射線の基礎知識」と題して講演がありました。

講演会では、放射線・放射能・放射性物質の意味や環境への影響、福島第一原子力発電所やチェルノブイリ原子力発電所の事故、福島第一原子力発電所事故に対する弘前大学の対応、内部被ばくなどの放射線の人体への影響や被ばくを低減する方法などについてのお話があり、まとめとして、

- ・放射性物質によって特性が異なるため、環境や人体に与える影響も異なることを理解して欲しい。
- ・怖がり過ぎない。怖がり過ぎると精神的に参ってしまう（心理的ストレス）。チェルノブイリ事故では、「被ばくしてしまった」というトラウマに悩まされた人々が多数いた。
- ・自然界に存在する放射線でも常に被ばくしているという事実を認識して欲しい（時として自然界からの被ばくのほうが大きいこともある）。
- ・「放射線を正しく理解する」ことが重要。

とのお話がありました。限られた時間の中で盛りだくさんの内容でしたが、参加された方々（59名）は、講師のお話を熱心に聴き入っていました。

村としても、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、様々な対応を進めていくこととしています。



講師の山田正俊教授



講演会の状況

行政相談所開設のお知らせ

総務省の「行政相談」は、国の行政機関や独立行政法人、特殊法人及び認可法人の仕事、県、市町村の仕事で法定受諾事務に該当するもの・補助を受けて行なっているものやその手続きなどに関して、皆様の苦情や意見、要望を受けて行政運営の改善などを図っています。

今回、下記日程で行政相談所を開設いたします。相談方法は、口頭、電話、手紙のいずれでも結構です。ご相談は無料で親切にお聞きし、秘密は守られます。

☆ 日 時 6月12日（火）10：00～15：00まで
場 所 尻労土地共有会館（電話 47-2150）
相 談 員 五十嵐みさ子
東通村大字尻労字尻労32番地（自宅電話 47-2725）

☆ 青森行政評価事務所（担当窓口：行政相談課）
住 所 〒030-0801 青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎4階
電 話 017-734-3354 FAX 017-734-3355

いきいき健康推進課 ほけんだより

お問い合わせ先 TEL0175-28-5800

子どもの予防接種「ポリオ」の接種が変わります



■接種方法が注射に変わります

・ポリオの予防接種は、これまで経口接種（口から飲む）の生ポリオワクチンでしたが、平成24年9月から皮下接種（皮下に注射）の不活化ポリオワクチンとなる予定です。

■4回（初回3回、追加1回）の接種が必要です

・生ポリオワクチンは、2回接種でしたが、不活化ポリオワクチンは、初回接種として20日以上の間隔をおいて3回、また追加接種として初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて1回、合計4回の接種が必要です。

■不活化ポリオワクチンの導入まで、ポリオワクチンの接種を待つことはお勧めできません。

・ポリオの流行のない社会を保つためには、ワクチンの接種が必要です。
・村では、6月21日（木）に生ワクチンでの集団予防接種を行います。

■生ポリオワクチンを1回接種した方は

・平成24年9月以降に不活化ポリオワクチンを3回接種することになります。
・生ポリオワクチンをすでに2回接種された方は、不活化ポリオワクチンの追加接種は不要です。

■4種混合ワクチン（DTP-IPV）の導入は、平成24年11月を目指しています。

・ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオワクチン（DTP-IPV）の4種混合ワクチンは、薬事承認申請が行われており、現在、薬事審査や供給の準備などが進められています。

【ポリオワクチンに関する情報は、厚生労働省ホームページでご案内しています。】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/polio/index.html>

保健師のつぶやき 歯の衛生週間



6月4～10日は「歯の衛生週間」です。
皆さん、自分の歯は何本ありますか？歯を抜いたなどの経験がない大人の方だと、親知らずも入れて32本あります。

住民健診の間診時、「自分の歯は何本ありますか？」という質問をしています。村の住民健診を受けている方を見ると、40代を境に徐々に歯の本数が少なくなり、入れ歯となる方が多くなります。

「歯を見ると、**体の健康がわかる**」と言われていています。最近では、歯周病菌や虫歯菌が、心臓病や肺炎など体の病気の原因になるということもわかっています。

体の健康を保つためにも、一番重要なのは、食後のブラッシングです！
食後3時間経つと、食べカスの中にいる菌が、歯垢（汚れのかたまり）を作ります。歯垢1mgの中には、数百万～1億の細菌がいます。

歯垢を防ぐためにも、食後すぐのブラッシングを！！もちろん入れ歯の方も食後すぐのお手入れを忘れずに☆



思春期・青年期家族教室のご案内

思春期・青年期に生じる問題（ひきこもり、家庭内暴力など）を抱える家族が集まって、情報を共有し、一緒に対応方法などを学び、家族自身の不安やストレス軽減をするための集まりです。

- 対象者：ひきこもりや家庭内暴力等の問題で医療機関に受診もしくは相談している家族
- 開催日

6月14日(木)	7月19日(木)	8月23日(木)	9月20日(木)	10月18日(木)
11月22日(木)	12月20日(木)	1月24日(木)	2月21日(木)	*主な内容は、ミニレクチャーと話し合いです。

- 場 所：青森県立精神保健福祉センター 研修室
- 参加費：無料

【申込・連絡先】青森県立精神保健福祉センター（青森市三内字沢部 353-92）
電話：017-787-3951

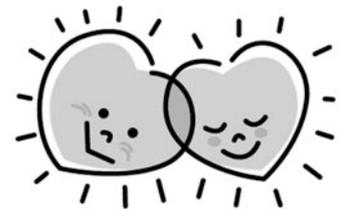


思春期・青年期本人グループのご案内

ひきこもりなどをはじめとした青年期の心の問題が多くあります。多くの青年が対人関係や自分の性格、仕事などに疑問を感じたり、悩んだりしています。そのようなお互いの思いや悩み、不安を話し合ったり、共に様々な体験を行う場です。

- 対象者：対人関係・自分の性格・仕事などの悩みをもつ15～30歳位の青年
- 開催日：毎月第1・3水曜日（原則）13:15～15:30
- 内 容：園芸活動、スポーツ、レクリエーション、話し合いなど
- 参加費：無料

*万一の場合に備え加入していただく保険は自己負担です。
*活動内容によっては自己負担があります。



【申込・連絡先】青森県立精神保健福祉センター（青森市三内字沢部 353-92）
電話：017-787-3951

自死遺族のつどい



大切な人を自死で失うことはとてもつらいことです。つらい気持ちを誰にも話せなかったり、大切な思い出を誰とも分かち合えなかったり、自分自身を責めたりしていないでしょうか。「つどい」は大切な人を亡くされた同じ思いを抱えている方が集まり、心おきなく話せる安心できる場です。

- 対象者：自死でご家族、ご友人や恋人など大切な方を亡くされた方
- 開催日

日時		場所
6月2日(土)	13:30	精神保健福祉センター
7月21日(土)		八戸駅ユートリー4階研修室
9月8日(土)	～	精神保健福祉センター
12月8日(土)	15:30	八戸駅ユートリー
2月16日(土)		県民福祉プラザ多目的3B

【申込・連絡先】
青森県立精神保健福祉センター
こころの電話
電話：017-787-3957
017-787-3956



☆保健福祉センターだより☆

温泉のお知らせ 6月の営業日

日	月	火	水	木	金	土
5/27 10:00~ 21:00	5/28 休業日	5/29	5/30	5/31	1日	2日
14:00~21:00						
3日 10:00~ 21:00	4日 休業日	5日	6日	7日	8日	9日
14:00~21:00						
10日 10:00~ 21:00	11日 休業日	12日	13日	14日	15日	16日
14:00~21:00						
17日 10:00~ 21:00	18日 休業日	19日	20日	21日	22日	23日
14:00~21:00						
24日 10:00~ 21:00	25日 休業日	26日	27日	28日	29日	30日
14:00~21:00						

温泉を利用されるみなさまへのお願い

忘れ物や落し物があった場合には、保健福祉センター事務室へお問い合わせください。

休憩室にある『忘れ物ファイル』でお心当たりのある方も、事務室までご連絡ください。

帰る前には忘れ物がないか必ず確認しましょう。

☆ルールやマナーを守って気持ち良く入りましょう！！
 ☆入浴受付時間は20:30までとなっております。
 【東通村保健福祉センター 28-5600】

入浴料金			
6歳～11歳	100円	6歳未満	無料
12歳～69歳	200円	70歳以上	無料
		障害者	無料

中小企業者への融資のご案内

東通村では、青森県信用保証協会と、中小企業者の事業資金にかかる借入を円滑にするため、特別保証制度を実施しています。地元中小企業者のご利用しやすい制度として、きめ細やかな対応をしていくことになっていきますので、大いにご利用ください。

★特別保証制度

○簡易小口資金

貸付金額：1,250万円 保証期間：7年以内（据置期間：運転6ヶ月以内、設備1年以内）

貸付利率：年率3.3%以内（固定金利）

○事業活性化資金

貸付金額：2,000万円 保証期間：10年以内（据置期間：運転6ヶ月以内、設備1年以内）

貸付利率：年率3.3%以内（固定金利）

○小口零細企業特別保証

貸付金額：1,250万円 保証期間：7年以内（据置期間：1年以内）

貸付利率：年率3.3%以内（固定金利）

★保証料率について

◎ 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた区分の料率（小口、活性化は0.45%～1.90%、小口零細は0.50%～2.20%）を適用します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、小口、活性化は1.15%、小口零細は1.35%となります（最大0.2%の割引適用有り）。

- ・個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない方であって、貸借対照表及び損益計算書がない方
- ・事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない方
- ・同一の事業を営む複数の方であって、金融機関からの借入に係る連帯債務を負担する方

◎ 特別小口保険を利用の場合は年率1.00%（ただし、特別小口保険で経営安定関連特例保険を1～8号指定で利用の場合は年率0.95%）、経営安定特例保険を1～6号指定で利用の場合は年率0.95%、同特例保険を7、8号指定で利用の場合は年率0.86%、創業等関連特例及び創業関連特例保険を利用の場合は年率0.85%を適用します。

<お問い合わせ先>

青森県信用保証協会 むつ支所（☎22-1204）

東通村つくり育てる農林水産課 商工振興グループ（☎27-2111）

児童扶養手当制度について

☆ この制度は父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。

◆手当を受給できる方

日本国内に住所があり次のいずれかに該当する方

1. 父母が婚姻を解消した児童を養育する方
2. 父又は母が死亡した児童を養育する方
3. 父又は母が重度の障害の状態にある児童を養育する方
4. 父又は母の生死が明らかでない児童を養育する方
5. 父又は母から1年以上遺棄されている児童を養育する方
6. 父又は母が1年以上拘禁されている児童を養育する方
7. 母が婚姻によらないで懐胎した児童を養育する方

※次のような方は手当が支給されません

◎児童が

- ・父又は母の死亡について支給される公的年金又は遺族補償を受けることができるとき。
- ・児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき。
- ・父又は母に支給される公的年金の加算の対象になっているとき。

◎父又は母若しくは養育者が

- ・公的年金給付を受けることができるとき。
- ・婚姻の届出はしなくても事実上婚姻関係(内縁関係等)があるとき(父又は母に限る)。

◆手当の額

- ・児童1人の場合(月額)
 - 全部支給 … 41,430 円(平成 24 年度改定)
 - 一部支給 … 9,780 円～41,420 円
- *前年中の所得額に応じて支給
- ・児童 2 人以上の加算額(月額)
 - 2 人目 … 5,000 円
 - 3 人目以降 1 人につき … 3,000 円

◆現在支給されている方

受給継続には、毎年8月に現況届の提出が必要です。提出されない場合は、支給が差し止めになりますのでご注意ください。また、転出等される方は、必ずいきいき健康推進課まで届出てください。

※平成22年8月から「父子家庭」も支給の対象となりました。

<お問い合わせ先>

いきいき健康推進課 福祉ぬくもりグループ
電話 28-5800

特別児童扶養手当制度について

☆ この制度は精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆特別児童扶養手当を受けることができる人

20歳未満で、中程度以上の障害のある児童を監護(主として児童の生計を維持するもの)している父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育(児童と同居し、監護し、生計を同じくしていること)している人が受給できます。

ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当を受給できません。

1. 手当を受けようとする人又は児童が日本に住んでいないとき
2. 児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所しているとき
3. 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けられるとき

◆手続きに必要な書類

1. 特別児童扶養手当認定請求書(いきいき健康推進課にあります)
2. 請求者と対象児童の戸籍謄本
3. 請求者と児童が含まれる世帯全員の住民票
4. 対象児童の障害の程度についての所定の診断書

5. 印鑑及び金融機関の預金通帳(請求者本人名義のもの)
6. その他必要な書類

※詳しくは、いきいき健康推進課にお尋ねください。

◆手当の額

障害の度	支給額
1級	1人につき 50,400 円
2級	1人につき 33,570 円
備考	等級は身体障害者手帳の等級と異なります

※受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得額によって支給の制限があり下記の表の額以上である場合、手当は支給されません。

扶養親族等の数	本人(請求者)	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
3人	5,736,000 円	6,962,000 円
4人	6,116,000 円	7,175,000 円

<お問い合わせ先>

いきいき健康推進課 福祉ぬくもりグループ
電話 28-5800

平成24年4月から新しい児童手当制度が始まりました ～「子ども手当」が「児童手当」に変わりました～

1. 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

○児童手当支給額

児童の年齢		児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満		15,000円（一律）
3歳以上 小学校終了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円（一律）
所得制限限度額以上		5,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます

○所得制限限度額（平成24年6月分の手当より）

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円
6人以上	以下38万円ずつ加算

※老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方は、扶養親族1人につき6万円を加算した額

3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

☆ 手続の方法

○認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、東通村いきいき健康推進課に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に提出）。

村の認定を受ければ、申請した月の翌月分の手当から支給されます。申請はお早めをお願いします。

【認定請求に必要な添付書類】

- ・請求者が被用者（会社員など）の場合 → **健康保険被保険者証の写しなど**
- ・平成24年5月以降平成25年4月までに認定請求をする方で、平成24年1月1日に東通村に住民登録のなかった方 → **前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書（平成23年分）**

その他、請求者名義の金融機関口座番号のわかるものなど、必要に応じて提出していただく書類があります。

○申請は、出生や転入から15日以内に！

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

- ・初めてお子さんが生まれたときや第2子以降の出生により児童手当額が増額となる時
→ 支給資格が生じた日または増額事由が生じた日の翌日から15日以内に申請が必要です
- ・他の市区町村に住所が変わったとき
→ 転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先で申請が必要です。
- ・公務員になったとき、公務員でなくなったとき
→ 公務員は勤務先から児童手当が支給されます。公務員になったときや公務員でなくなったときは、その翌日から15日以内に申請が必要です。

○現況届（毎年6月に提出）

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※平成24年3月まで「子ども手当」を受けていた方は、「児童手当」の認定請求書の提出が不要ですが、6月に「現況届」の提出が必要です。

【現況届に必要な添付書類】

- ・請求者が被用者（会社員など）の場合 → 健康保険被保険者証の写しなど
- ・その年の1月1日に、東通村に住民登録のなかった方 → **前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書（前年分）**

その他、請求者名義の金融機関口座番号のわかるものなど、必要に応じて提出していただく書類があります。

＜お問い合わせ先＞ 東通村 いきいき健康推進課 児童手当係 ☎28-5800

東通村地域密着型介護老人福祉施設整備の公募について

東通村では、第5期介護保険事業計画に基づき、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型介護老人福祉施設の整備事業者を募集し、事業の適正な運営を確保するとともに、より良いサービス提供が期待できる事業者を公平、公正に選定します。今回の公募に申し込みされる場合は、提出すべき書類を添えて期日までに提出してください。

●公募する地域密着型サービス事業の内容

種 類	地域密着型介護老人福祉施設
整備数	1施設
定 員	29人以下
形 態	ユニット型
圏 域	東通村全域

●応募要件

社会福祉法人（既に社会福祉法人の法人格を有している事業者）

●提出期間及び提出場所

提出期間及び受付時間	提出場所（お問合せ先）
<ul style="list-style-type: none"> ●平成24年6月 1日（金）から 平成24年6月29日（金）まで ● 9：00～12：00 13：00～16：30 （土曜日・日祝祭日は除く） 	青森県下北郡東通村大字砂子又字里17番地2 東通村保健福祉センター内 東通村いきいき健康推進課 福祉ぬくもりグループ 介護保険担当 電話0175-28-5800

■ 提出すべき書類、公募要件等、詳しい内容は「公募要項」でご確認ください。

■ 「公募要項」は東通村いきいき健康推進課で配布しております。

「老人福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画・障がい福祉計画」住民説明会のお知らせ



東通村において策定した「老人福祉計画・介護保険事業計画」並びに「障がい者計画・障がい福祉計画」について事業の円滑な遂行を図るため、住民の皆様にご説明と村が実施する介護・保健・福祉サービスの説明を行いますので、ぜひご参加ください。

【対象者】参加資格に制限はありませんが、説明の内容は主に65歳以上の方、または障がいをお持ちの方やそのご家族などを想定しています。



【日程（6月開催分）】

開催日	開催時間	会場	対象地区
6月6日（水）	10時30分～	向野集会所	向野
	13時30分～	早掛平部落集会所	早掛平
	15時30分～	大利ふれあいセンター	大利
	18時00分～	目名集会所	目名
6月11日（月）	10時30分～	石炭平集会所	豊栄、石炭平、一里小屋
	13時30分～	下田屋集会所	下田屋
	15時30分～	能舞の館たや	上田屋
6月13日（水）	10時30分～	袋部部落集会所	袋部
	13時30分～	岩屋部落集会所	岩屋
	15時30分～	北地区基幹集落センター	尻屋
	18時00分～	尻労土地共有会館	尻労
6月18日（月）	10時30分～	小田野沢学習等供用センター	小田野沢
	13時30分～	南地区基幹集落センター	老部
	15時30分～	いさりび館	白糠
6月25日（月）	13時30分～	稲崎の館	稲崎
6月27日（水）	10時30分～	入口かしわの館	東栄、稲崎、入口
	13時30分～	しおさいの館	古野牛川
	15時30分～	野牛部落会館	野牛

＜お問い合わせ＞ 東通村 いきいき健康推進課 福祉ぬくもりグループ ☎28-5800

東通村体育館 6月行事予定表

行事名	日時	団体名
第63回下北地方中学校体育大会夏季大会	9日(土)、10日(日)	下北地方中学校体育連盟
第2回ママさんバレーボール大会 むつ地区予選会	3日(日)	エンジェルス
バドミントン練習	19:00～21:00(毎週火・木)	東通バドミントンクラブ

お知らせ《information》

トントウイベント～紅茶教室～

- ◇開催日時：平成24年7月1日（日） 午後1時～3時
- ◇場 所：トントウビレッジ「多目的ルーム」
- ◇対 象：紅茶・お茶に興味のある方
- ◇内 容：さわやかな季節にぴったりの食するアレンジティーを作ります。
『トロピカルハイビスカスティー・オレンジウィンナーティー』など
- ◇持 ち 物：ティーカップ・ケーキ皿・フォーク・スプーン
- ◇定 員：15名（応募者多数の場合は、抽選となりますのでご了承ください）
- ◇費 用：無料（ユニセフ募金にご協力お願いいたします）
- ◇講 師：「日本紅茶協会認定 ティーインストラクター」下館 恵久子 先生
- ◇申込〆切：6月19日（火）当日消印有効（当選者には6月20日以降にハガキにてご案内の通知をいたします）
- ◇申込方法：官製ハガキにイベント名・郵便番号・住所・氏名・ふりがな・年齢・電話番号をご記入の上ご応募ください（1枚につき1名のご応募となります）。
- <お問い合わせ先> 〒039-4223 青森県下北郡東通村大字小田野沢字見知川山1-809
東通原子力発電所PR施設「トントウビレッジ」 ☎0175-48-2777



反射材用品の着用で、交通事故から身を守ろう！

夜間は、黒っぽい服装で歩いていると、ライトを下向きに点けた車が30メートル手前まで近づいても、運転者からはよく見えません。一方、靴のかかとやバッグ、帽子などに反射材シールや反射マスコットを付けていると、車のライトを反射して、運転者に自分の位置を気付いてもらうことができます。

今年は、平成24年3月までに、県内では11名の方が交通事故で亡くなっています。このうち夜間の歩行者が9人で、いずれも反射材用品を身に付けていませんでした。

自分自身を交通事故から守るため、また、大切な人を交通事故の被害者や加害者にしないためにも、家族や地域ぐるみで反射材用品を着用するよう心がけましょう！

<お問い合わせ先>

青森県 環境生活部 県民生活文化課 交通・地域安全グループ ☎017-734-9232

東京電力株式会社東通原子力発電所1・2号機新設に係る
事後調査結果報告書の縦覧について

東京電力株式会社では、東通原子力発電所1・2号機の新設に係る環境影響評価書に基づき、環境保全措置として実施したピオトープネットワークに関して、平成23年度事後調査結果報告書を作成しましたので、以下のとおり縦覧に供します。

- 縦覧期間・時間 平成24年6月1日(金)～平成24年6月30日(土) 午前9時30分から午後4時まで
※土曜・日曜も午前9時30分から午後4時まで縦覧しております。
- 縦 覧 場 所 東京電力株式会社東通原子力建設所・東通原子力発電所PR施設「トントウビレッジ」
※毎週月曜日については、トントウビレッジが休館日のため、東通原子力建設所へお越しください。
- そ の 他 ホームページからもご覧いただけます。
※ホームページアドレス：<http://www.tepco.co.jp/nu/hd-np/index-j.html>

<お問い合わせ先> 〒039-4223 青森県下北郡東通村大字小田野沢字南通2-303

東京電力株式会社東通原子力建設所 広報グループ ☎0175-45-7052

平成24年度 国家公務員採用試験（高卒者）のお知らせ

人事院では、国家公務員採用一般職試験（高卒者）を実施いたします。

受付はインターネット申込受付期間が、6月26日（火）～7月5日（木）まで（郵送・持参の場合は、7月2日（月）～7月10日（火）、受付最終日の通信日付印有効）で、第1次試験は9月9日（日）に行います。

なお、申込方法や受験資格等の詳しい内容については、人事院ホームページ又は下記にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

人事院東北事務局 第二課 試験係 ☎022-221-2022

[人事院ホームページ] <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

平成24年度 国家公務員「税務職員採用試験」（高校卒業程度）のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティーあふれる税務職員を募集しています。

税務職員は、国の財政を支える重要な仕事を担い、国税局や税務署において、調査・徴収や指導などを行う税のスペシャリストです。

【受験資格】

- 1 試験年度の4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日から起算して3年を経過していない者及び試験年度の3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込の者
- 2 人事院が上記1に掲げる者と同等の資格があると認められる者

【受験申込受付期間】

- 1 インターネット申込：平成24年6月26日（火）～7月5日（木）まで
- 2 郵送・持参申込：平成24年7月2日（月）～7月10日（火）まで

【受験申込書】

受験申込は人事院あてに原則インターネットで申込をする。

※インターネット申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

郵送又は持参する場合は、最寄の税務署、仙台国税局人事第二課又は人事院東北事務局へ受験申込書を請求する。

<お問い合わせ先>

人事院東北事務局 ☎022-221-2022

仙台国税局 人事第二課 試験研修係 ☎022-263-1111（内線3236）

6月1日～30日は土砂災害防止月間です！

国土交通省と各都道府県では、毎年6月1日から30日までを『土砂災害防止月間』と位置づけ、本格的な豪雨の時期を前に、土砂災害による被害防止に向けて様々な防災・広報活動を実施しています。

青森県内には、約4000箇所もの土砂災害危険箇所があります。『土石流』、『地すべり』、『がけ崩れ』など、どれも強い雨が原因となり、山や崖がある地域ではどこでも起こる可能性があります。

昨年度は日本各地で土砂災害が発生し、そして多くの犠牲者が出ました。中には、地域の避難所へ避難していれば助かった命もたくさんあったと言われていています。「今まで経験したことのないような強い雨が降っている」ときは「今まで経験したことのない災害が起こるかもしれない」と心に留め、正しい危機意識と早期避難で土砂災害による被害ゼロを目指しましょう。

<お問い合わせ先> 東通村 総務課 安心生活グループ ☎0175-27-2111

青森県 県土整備部 河川砂防課 砂防グループ ☎017-734-9670

青森県ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/H24doshagekkan.html>

消防署からのお知らせ

◎6月の第2週は「危険物安全週間」です

例年全国各地で危険物に係る事故が発生しており、その数は年々増加の傾向にあります。危険物は取り扱いを誤ると大規模な火災や爆発を起こす危険性が高く、多くの人命や財産を一瞬に奪ってしまいます。

日常の点検や危険物の貯蔵、取り扱いに十分注意するようお願いいたします。

★実施期間 平成24年6月3日(日)～6月9日(土)

★推進標語 『危険物 めざせ完封 ゼロ災害』

◎24年度危険物取扱者保安講習の日程

日 時:6月29日(金)

給油取扱所関係(9時30分～12時30分)

一般取扱所関係(13時30分～16時30分)

場 所:下北文化会館

受付期間:5月30日～6月13日



◎ガソリンをポリ容器に入れしないでください!!

ガソリンをポリ容器に入れることは、火災や爆発事故を招く恐れがあり、大変危険です。法律で禁止されています。容器は、消防法で認定された金属製の容器を使用してください。

<お問い合わせ> 東通消防署(予防係) ☎27-2199

◎野焼き根絶

廃棄物処理法により、廃棄物の「野焼き」は禁止されています。「野焼き」とは、ドラム缶による焼却や、空き地、川べりなどでの適切な焼却設備を使わない廃棄物の焼却のことです。

野焼きをした場合、5年以下の懲役又は1,000万円(法人は3億円)以下の罰金に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。

なお、どんと焼きなど風俗習慣上又は宗教上行われる廃棄物の焼却や、たき火その他の日常生活を営む上で通行される廃棄物の焼却で軽微なものなどについては、野焼き禁止の対象外となります。

<通報やお問い合わせ> むつ環境管理事務所 ☎33-1900

東通牛の特売日!

6月9日・19日・29日

野牛川レストハウスにて販売!!

最高級黒毛和牛の牛肉を
是非ご賞味ください。

最高級の牛肉といわれる黒毛和種は
東通村の特産です。ぜひ、この機会に!

○問い合わせ先

社団法人 東通村産業振興公社

〒035-0103 青森県下北郡東通村大字野牛字野牛川61-6
TEL.0175(47)2115・(47)2266 FAX.0175(47)2113



